



住宅・建築

問 建築課 ☎20-1588

建物を新築・増改築する際には

建物の新築、増築、改築、用途の変更などを行うときは、事前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受け、完成後には検査を受ける必要があります。申請を行う建物規模や申請の方法については、建築課にお問い合わせください。

木造住宅の耐震化に関する補助金

建築物の耐震化を促進するため、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅を対象として、耐震診断、耐震改修、耐震改修に伴うリフォーム費用の一部を補助します。また、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。
※補助金の申請は、契約前に行ってください。

三世帯同居等支援事業補助金

親世帯または子世帯の一方が市内へ転入し、三世帯で近居や同居をする世帯に、住宅取得等の費用の一部を補助しています。条件や必要書類については、建築課にお問い合わせください。
※補助金の申請は、契約前に行ってください。

市営住宅

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建てられた住宅です。市内には11カ所に市営住宅があり、入居には一定の条件がありますので、詳しくは建築課へお問い合わせください。

消費生活

問 消費生活センター ☎20-1101 消費者ホットライン ☎188

消費生活センターの活動

消費生活センターは、市民が豊かで安全な消費生活を送ることができるよう、下記のような仕事をしています。

消費生活相談

詳しくは、65ページをご覧ください。

消費者教育・啓発・情報提供

- ① 出前講座(団体、グループなどの依頼に応じて、市内各地で学習会を開きます)
- ② 消費生活に関する相談事例を広報紙に掲載し、情報提供しています。
- ③ 消費者問題の啓発を図るため、リーフレット、チラシなどの配布を行っています。

茂原駅南口公共駐車場

問 都市計画課 ☎20-1546

お出かけ・お買い物に便利な茂原駅南口公共駐車場をご利用ください。



●収容台数 252台

●利用時間 24時間入庫できます。

●利用料金

区分	料金
普通駐車料金	入庫から30分までごとに100円
最大料金	入庫から15時間まで500円
夜間最大料金	入庫から24時間まで600円(繰り返し適用)
夜間最大料金	18時から翌8時までの間にかかる最大料金は300円
定期駐車料金	月額12,000円(消費税込)
マンスリー出入り自由システム料金(特別駐車券)	当月最大料金11,000円(消費税込)※600円で24時間出入り自由

※利用料金や定期利用に関するお申し込み等については、指定管理者の日本パーキング㈱までお問い合わせください。

●支払方法

現金、クレジットカード、SUICA、PASMO等交通系カード
お問い合わせ
日本パーキング㈱ ☎0120-48-0015

茂原市自転車駐車場

問 生活課 ☎20-1505



●利用場所

駐車場名	場所	電話
第1自転車駐車場	高師764-21	25-5470
第2,3自転車駐車場	茂原駅 六ツ野2796-3	26-3270
第4自転車駐車場	六ツ野2793-10	
第5,6,7自転車駐車場	新茂原駅 長尾2665-2	22-9098

●利用時間

12月29日～1月3日を除く毎日4時45分～24時45分
※利用時間が24時45分を越える場合は、茂原駅では第1または第4自転車駐車場の奥の専用スペース、新茂原駅では第7自転車駐車場をご利用ください。
※盗難防止等の対策を十分に行ってください。
※早朝は大変混雑するため、定期使用の申請手続きについては、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●使用料

第1・2・3・5・6・7 自転車駐車場	一時使用	定期使用(1カ月につき)	
		学生	一般
自転車	100	1,000	1,500
原動機付自転車	150	1,500	2,000
普通自動二輪車など	200	2,000	2,500

※第2・3・6自転車駐車場は自転車専用です。

第4自転車駐車場	一時使用	定期使用(1カ月につき)	
		学生	一般
自転車	100	700	1,000

●使用料の減免

生活保護法の規定による保護を受けている方または障害者手帳をお持ちの方は、使用料を全額減免します。利用場所に減免理由となる証明書または手帳をお持ちになり、減免手続きをしてください。

●放置自転車対策

放置自転車は、歩行者などの通行や防災・緊急活動時の妨げになるなど深刻な問題につながります。一人ひとりがマナーとルールを守り、安全で快適なまちづくりにご協力ください。

市では、茂原駅周辺、新茂原駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車などの定期的な撤去を実施しています。

撤去した自転車などは、第4自転車駐車場に保管します。返還に際しては、撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円を納付していただくこととなります。

なお、引き取り期限(保管期間)を経過した場合は、条例の規定に基づき売却または廃棄等の処分をします。

道路・水路

問 土木管理課 ☎20-1537

道路・水路の破損を見つけたら

市道など市の管理している道路の舗装や補修などの維持管理は、土木管理課で担当しています。

市道に穴が開いていたり、路肩・水路が崩れたり、ガードレールや側溝などの構造物が破損しているのを見かけたら、土木管理課へご連絡ください。

道路・水路を事故などで破損したら

市の管理している道路や水路を破損した場合は、当事者負担により復旧していただくこととなりますので、土木管理課へ速やかにご連絡ください。

道路・水路の占用をするとき

市道・水路(地上、地下、空中)に工作物や施設などを設置する場合は、道路・水路管理者の許可が必要となります。

個人で道路・水路の改修工事をするとき

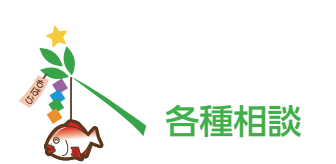
市道(側溝、ガードレールを含む)・水路の改修工事をするときは、道路・水路管理者の承認が必要となります。

道路・水路の境界確認

道路・水路敷に接する土地に、家屋や塀などを建設する場合や土地の測量などを行う場合に境界が不明なときは、市の境界確認が必要です。境界確認の申請は、土地所有者または土地家屋調査士や測量設計会社を代理人として受け付けします。



住まい・暮らし・相談



各種相談

子育て家庭相談室

家庭において児童が健やかに育つように、家庭児童相談員による相談を実施しています。

守秘義務に責任を持ち、相談者の方の気持ちが少しでも軽くなるように務めています。お気軽にご相談ください。

●相談内容

子どもの発達、しつけ、療育、児童虐待、DVに関する悩みごとの相談

●相談日 月～金曜日 8時30分～17時15分

お問い合わせ ☎23-5500

東上総児童相談所

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会診断や心理診断などを行い、児童に最も適した指導や援助を行います。また、児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所を除く)への入所などの措置を行います。緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護することもあります。

- ・児童に関する相談(しつけ、養護、相談)
- ・児童虐待に関する相談、通告

お問い合わせ

高師3007-6【エリアマップ1図D-2】

☎27-1733(代表)

来所の際は予約をお願いします。

●電話相談受付

☎27-5507 月～金曜日 9時～17時

※土日・祝日はお休みです。

●夜間・休日の電話相談

☎043-252-1152(子ども・家庭110番)

●全国共通ダイヤル

☎189(最寄りの児童相談所につながります)

主任児童委員

民生委員児童委員の中で、特に児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎20-1573

長生健康福祉センター(長生保健所)

健康等に関する専門的な相談を実施しています。

●相談内容

①こころの健康相談：精神疾患に関する相談や精神科の治療に関する相談(専門医による相談は予約制)

②DV相談：配偶者や恋人からの暴力に悩んでいる方からの相談(専用電話：☎22-5565 ※面談は予約制)

③エイズ相談：エイズに関する電話・来所相談やHIV等抗体検査(検査は予約制)

お問い合わせ 茂原1102-1【エリアマップ3図B-2】

☎22-5167

東上総教育事務所教育相談室

相談室では、お子さんの成長のことや、家庭・学校生活についての心配や不安、困ったことの相談をお待ちしています。不登校やいじめ、発達、集団不適應に関する相談もお受けします。

対象は、幼児から小学校・中学校・高等学校のお子さんはもちろんですが、対象者の保護者や教職員の方々の相談もお受けします。

●相談内容

①お子さんの成長の様子についての相談

②お子さんの家庭生活についての相談

③お子さんの学校生活への適応についての相談

④さらに専門的な相談機関の紹介

お問い合わせ 八千代2-10【エリアマップ3図D-4】

☎23-4460 ※来所相談要予約

家庭教育相談

月・水・木曜日 9時～17時

火曜日 9時～12時

家庭教育相談員が、家庭教育に関する相談をお受けします。

お問い合わせ 生涯学習課 ☎20-1559

健康相談

⊗健康相談

月～金曜日 8時30分～17時15分

健康に関する相談を行っています。

⊗栄養相談(要予約)

毎月第1月曜日 10時～12時、13時～16時

離乳食など子どもの食事に関する相談、糖尿病や肥満をはじめとする生活習慣病の食事に関する相談を行っています。

⊗歯科相談(要予約)

毎月第1月曜日 10時～12時、13時～16時

歯や口の健康に関する相談を行っています。

お問い合わせ 保健センター ☎25-1725



子育て相談

就学前のお子さんを対象とした相談を予約制で、会場は保健センターにて行っています。

●もばらっこ子育て相談(要予約)

落ち着きがない、集団になじめないなどの発達に関する相談を、臨床心理士が対応します。

●もばらっこことばの相談(要予約)

ことばが遅い、発音がはっきりしないなどのことばに関する相談を、言語相談員が対応します。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎20-1573

法律相談

弁護士が相続・離婚・金銭貸借などの民事事案について相談に応じます。 ※事前予約制

相談日時と実施場所は、広報紙に毎月掲載しています。

お問い合わせ 生活課 ☎20-1505

市民相談

市民相談員が日常生活での悩み事や心配ごとについてお話を伺います。

●相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8時30分～12時、13時～17時15分

お問い合わせ 生活課 ☎20-1505

消費生活相談

専門の相談員が商品・契約等によるトラブルや多重債務などの相談をお受けします。



●相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

9時30分～12時、13時～16時

お問い合わせ 消費生活センター ☎20-1101

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめや差別やいやがらせなどの人権に関する問題について相談を受け解決の促進を図ります。

相談日時と実施場所は、広報紙に毎月掲載しています。

お問い合わせ 生活課 ☎20-1505

行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事全般の手続きやサービスについて相談に応じます。

相談日時と実施場所は、広報紙に毎月掲載しています。

お問い合わせ 生活課 ☎20-1505

交通事故巡回相談

専門の交通事故相談員が損害賠償や保険金請求、示談の仕方などの相談に応じます。

相談日時と実施場所は、広報紙に毎月掲載しています。

お問い合わせ 生活課 ☎20-1505